熊本県肝炎対策協議会設置運営要綱

（目的）

第１条　熊本県における肝炎対策の推進のため、熊本県肝炎対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第2条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

（1）肝炎ウイルス検査の受診率向上のための施策に関する事項

（2）肝炎医療体制の充実強化のための施策に関する事項

（3）その他、肝炎対策の推進のために必要な事項

（組織等）

第３条　協議会は、委員１２人以内で組織する。

２　委員は、学識経験を有する者、医療従事者及び関係行政機関その他知事が適当と認める者の中から、知事が委嘱する。

３　委員の任期は、２年とし、４月１日に始まり翌々年の３月３１日に終わるものとする。ただし、再任を妨げない。

４　年度の途中から委員になった者の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

（会長及び副会長）

第４条 協議会に、会長１名及び副会長１名を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

５　会長、副会長ともに事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

６　会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

（協議会の運営）

第５条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会長は、会議の議長となる。

４　会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（委員の服務）

第６　委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（部会）

第７条　協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　協議会に、部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)の審議に資するため、部会委員を置くことができる。
３　部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
４　部会に属すべき委員及び部会委員は、５人以内とし、会長が指名する。
５　第３条第３項及び第４項の規定は部会委員について、前３条の規定は部会について準用する。
６ 所掌事項については、部会の議決をもって協議会の議決とする。

（委任）
第８条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成２１年４月２２日から施行する。